

奥会津学習センター（山村教育留学生学生寮）要項

- 1、所在地 〒968-0421
南会津郡只見町大字只見字町下2590番地の5
電話 0241-82-3777
- 2、施設の概要 鉄筋コンクリート3階建（全館暖房設備）
食堂、浴室（男・女）、ランドリー室（2室）、自習室（1室）
看護室（2室）、※併設・・・教員住宅（4）
（H29.4以降新設棟分有）
- 3、収容人員 40名
（H29.4以降新設棟予定により60名）
- 4、部屋数 20室（1部屋10畳・2名入室）
（H29.4以降新設棟予定により30室）
- 5、寮の閉鎖日等 原則としては、通年開所ですが下記期間は一時閉鎖します。
※夏期・・・8月13日より8月16日間（4日間）
※冬期・・・12月29日より1月 3日間（6日間）
- 6、所要経費
 - (1) 入寮費 原則なし
 - (2) 寮費 食事材料費の実費（1,180円/日）
朝食・・・330円
昼食・・・400円
夕食・・・450円
（消費税増税等社会情勢により変動の可能性有）
 - (3) 納入の方法
食費については月締めとし、寮費として翌月の25日に指定口座より引き落としとする。

【 学 生 寮 に 関 す る 規 程 】

第1章 寮 生 心 得

1. 日常生活について

- (1) 寮生は、親睦を図るよう心がけ、挨拶を欠かさない。
- (2) 他室への訪問は自粛し、他室に宿泊してはならない。
- (3) 異性の部屋を訪問することは禁止とする。
- (4) お互いに迷惑をかけない。騒々しい音の出るものや、不要な図書の手持は禁止する。

2. 服装について

- (1) 寮内の服装は自由である。ただし、清潔で見苦しいものでないようにする。
- (2) 就寝時以外はパジャマなどの使用を禁ずる。

3. 学習について

- (1) 学習時間は、自主的、計画的に学習する。
- (2) 消灯時間を過ぎても学習する場合は、管理人の許可をもらうこと。

4. 食事について

- (1) 食事は指定された時間内に食堂でとる。
- (2) 食事はパジャマのままではいけない。
- (3) 原則として食事、食器を居室に持ちこんではいけない。

5. 保健衛生について

- (1) 身体は常に清潔に保ち、自己の健康に留意すること。
- (2) 身体に異常を生じたときは、管理人に連絡し指示を受けること。
- (3) 清掃は寮生全員で行い、清潔・整頓に心がける。
- (4) 清掃方法、手順は正しく行う。これについては別に指示する。
- (5) 居室のゴミは分別し所定の位置におくこと。

6. 帰省・外出について

- (1) 帰省、外出する場合は、管理人に必ず申し出る。また、帰寮後、管理人の確認を受けること。
- (2) 一般外出門限は、午後9時30分を厳守する。

7. 面会について

- (1) 面会については、原則として保護者若しくは親類者とし、面会者がある時は必ず管理人の許可を受けること。
- (2) 面会場所は、管理人が指示する。
- (3) 面会時間は、原則として午後8時までとする。

8. 登・下校について

- (1) 登下校時間は、厳守すること。
- (2) 体調不良等により早退の場合は、学校を通して管理人に申し出ること。
- (3) 欠席の場合は、管理人に報告し、自己で学校及び保護者へ連絡のこと。

9. 当番活動について

- (1) 当番活動は全員が輪番であたり、寮生活の円滑化を図るため責任をもって行う。

10. 物品・金銭の取り扱いについて

- (1) 設備・備品は大切に使用し、汚損・破損した場合は管理人に届け出ること。故意と認められる場合は弁償とする。
- (2) 貴重品類はそれぞれの責任で管理すること。
- (3) 相互に金銭・物品の貸借は禁止する。

11. 防災について

- (1) 火災予防については細心の注意を払い、避難方法を良く理解しておくこと。
- (2) 火災防止上、備え付けのヒーター以外の火気の使用は厳禁とする。

第2章 入寮上の注意

1. 入寮時、持参するもの（すべてに必ず記名すること）

- (1) 本人の印鑑、本人の保険証本書
(※保険証を世帯で持参している場合、住所のある市町村窓口で『遠隔地保険証』の交付を受けて持参してください。)
- (2) 洗面用具
- (3) 寝具類（ベッドの使用は認めない）
- (4) 衣類
- (5) その他（ハンガー、裁縫用具、爪切り、雨具、スリッパ、常備薬など）

2. 持参禁止とするもの

- (1) アイロン、テレビ、テレビゲーム、電熱器類
※電気毛布・コタツ・ドライヤーは可とする。
- (2) 麻雀、花札等、高校生の遊戯として不適切なもの
- (3) 刃物類、危険物、愛玩動物
- (4) その他高価なもの

第3章 施設設備使用心得

1. 食 堂

- (1) 食事を楽しくするため食事作法と食堂の心得を守る。
- (2) 食堂内の物品、食器等については、丁寧に扱い、保全に努める。

2. 学習室

- (1) 他人の迷惑にならないよう使用する。
- (2) 使用後は整理整頓をすること。
- (3) テレビの視聴は22:00までとする。（延長の場合は、管理人の許可を得る）

3. 浴 室

- (1) 入浴時間を守る。
- (2) 脱衣室、浴室は清潔にし、個人の物品を放置しないこと。

4. ランドリールーム

- (1) 運動靴等の洗濯・乾燥はしないこと。
- (2) 洗濯機使用後は水をふき取り、機械の保全に努めること。
- (3) 個人の物品を放置しないこと。

5. お手洗い

- (1) 清潔な使用を心がけること。
- (2) 必ず備え付けの紙を使用し、異物を流さない。
- (3) 清掃用具は所定の位置に整頓する。
- (4) 手拭きは自己のハンカチを使用すること。

6. 自習室

- (1) 他人の迷惑にならないよう使用し、使用後は整理整頓をすること。

《日 課 表》・ ・ 春・夏・秋期間

(4月1日～10月30日)

日 課	時 間	活 動 内 容	管 理 人
起 床	6 : 3 0	起床	
洗面・清掃	6 : 3 0 ～ 7 : 0 0	起床・居室の清掃・洗面スペースの清掃	清掃指導
朝 食	7 : 0 0 ～ 7 : 4 0	時間内に各自朝食	朝食指導
登校準備	7 : 4 0 ～ 8 : 0 0	登校準備	登校指導
登 校	8 : 0 0	登 校	
校内生活	8 : 0 0 ～	学校内生活・部活等の実行	寮の巡視
帰 寮	1 7 : 0 0 ～	居室の整理	帰寮状況確認
夕 食	1 8 : 0 0 ～ 2 0 : 0 0	連絡を確認	夕食指導 外出状況確認
玄関施錠	2 2 : 0 0	一般外出は21:30までに必ず帰寮	帰寮状況確認
入 浴 自由時間	1 8 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0	入浴時間19:30～22:00 洗濯、テレビ視聴等自由時間	
学習時間	2 1 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0	学習時間	
一階施錠	2 2 : 0 0	就寝準備 各居室への出入り禁止	
点 呼	<u>2 2 : 1 0</u> ～ <u> </u>	点呼確認	寮生の確認
消灯就寝	2 2 : 3 0	消灯・就寝	消灯・火気確認

※ 土・日曜日(休日)の昼食は、12:00～13:00間とする。

※ 欠食する場合は3日前までに管理人に連絡のこと。

《日 課 表》・冬期間

(11月1日～3月31日)

日 課	時 間	活 動 内 容	管 理 人
起 床	6 : 3 0	起床	
洗面・清掃	6 : 3 0 ～ 7 : 0 0	起床・居室の清掃・洗面スペースの清掃	清掃指導
朝 食	7 : 0 0 ～ 7 : 3 0	時間内に各自朝食	朝食指導
登校準備	7 : 3 0 ～ 7 : 4 5	登校準備	登校指導
登 校	7 : 4 5	登 校	
校内生活	7 : 4 5 ～	学校内生活・部活等の実行	寮の巡視
帰 寮	1 7 : 0 0 ～	居室の整理	帰寮状況確認
夕 食	1 8 : 3 0 ～ 2 0 : 0 0	連絡を確認	夕食指導 外出状況確認
玄関施錠	2 2 : 0 0	一般外出は21:30までに必ず帰寮	帰寮状況確認
入 浴 自由時間	1 8 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0	入浴時間19:00～21:00 洗濯、テレビ視聴等自由時間	
学習時間	2 1 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0	学習時間	
一階施錠	2 2 : 0 0	就寝準備 各居室への出入り禁止	
点 呼	<u>2 2 : 1 0</u> ～ <u> </u>	点呼確認	寮生の確認
消灯就寝	2 2 : 3 0	消灯・就寝	消灯・火気確認

※ 土・日曜日(休日)の昼食は、12:00～13:00間とする。

※ 欠食する場合は3日前までに管理人に連絡のこと。